倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

令和7年3月25日

## 倉吉市長 広田 一恭

## 倉吉市条例第8号

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年倉吉市条例第22号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(保育所等との連携)

- 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業 を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」とい う。)を除く。以下この条、第7条第1項、第7 条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条 第1項、第2号及び第5項、第16条並びに第17条 第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用 乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及 び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了 後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育 基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に 規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続 的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携 協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以 下「連携施設」という。) を適切に確保しなけれ ばならない。
  - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための 機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的 保育事業者等に対する相談、助言その他の保育 の内容に関する支援(次項において「保育内容 支援」という。) を実施すること。

(2) • (3) 略

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支 援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であ ると認める場合であって、次の各号に掲げる要件 の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規 定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協 力者を適切に確保すること。
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協 力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任 の所在が明確化されていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂

(保育所等との連携)

- を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」とい う。)を除く。以下この条、第7条第1項、第7 条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条 第1項、第2号及び第5項、第16条並びに第17条 第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用 乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及 び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了 後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育 基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に 規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続 的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携 協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以 下「連携施設」という。) を適切に確保しなけれ ばならない。
- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための 機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的 保育事業者等に対する相談、助言その他の保育 の内容に関する支援を行うこと。

(2) • (3) 略

行に支障が生じないようにするための措置が 講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27 条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模 保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第 5項において「小規模保育事業A型事業者等」と いう。) であって、第1項第1号に掲げる事項に 係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の 提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると 認める場合であって、次の各号に掲げる要件のい ずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適 用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者 を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲 <u>げる要件を満た</u>すと市長が認めること。
    - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者 との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所 在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に 支障が生じないようにするための措置が講じ られていること。
  - (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育 連携協力者の確保の促進のために必要な措置を 講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が 著しく困難であること。
- 2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であっ て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を 行う場所又は事業所(次号において「事業実施 場所」という。) 以外の場所又は事業所におい て代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A型事業者等

(2) 略

<u>6</u>・<u>7</u> 略

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育 事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当 該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事 の提供について、次項に規定する施設(以下「搬 入施設」という。) において調理し家庭的保育事 業所等に搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該家庭的保育事業者等は、 当該食事の提供について当該方法によることとし

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の 提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると 認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全 てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を 適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行 う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の 所在が明確化されていること。

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂 行に支障が生じないようにするための措置が講 じられていること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者として適切に確保しなけれ ばならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業 等を行う場所又は事業所(次号において「事業 実施場所」という。) 以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 第27条に規 定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育 事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号 において「小規模保育事業A型事業者等」とい う。)

(2) 略

<u>4・5</u> 略

(食事の提供の特例)

|第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育 事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当 該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事 の提供について、次項に規定する施設(以下「搬 入施設」という。) において調理し家庭的保育事 業所等に搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該家庭的保育事業者等は、 当該食事の提供について当該方法によることとし てもなお当該家庭的保育事業所等において行うこ とが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能 を有する設備を備えなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施 設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士によ り、献立等について栄養の観点からの指導が受 けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士 による必要な配慮が行われること。
- $(3)\sim(5)$  略

2 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所事業所内 | 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所事業所内 保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著し く困難であって、子ども・子育て支援法第59条第 4号に規定する事業による支援その他の必要な適 切な支援を行うことができると市が認める場合 は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行 の日から起算して15年を経過する日までの間、連 携施設の確保をしないことができる。

てもなお当該家庭的保育事業所等において行うこ とが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能 を有する設備を備えなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施 設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等につ いて栄養の観点からの指導が受けられる体制に ある等、栄養士による必要な配慮が行われるこ と。

 $(3)\sim(5)$  略

2 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著し く困難であって、子ども・子育て支援法第59条第 4号に規定する事業による支援その他の必要な適 切な支援を行うことができると市が認める場合 は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行 の日から起算して10年を経過する日までの間、連 携施設の確保をしないことができる。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。